

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項及び第六十八条第二項の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条及び第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 九 月二十四日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉野整形外科麻酔科医院	盛岡市上太田金財九三番地二	令和八年十月一日
ちだ医院	久慈市門前第三七地割五六番地二六	令和八年十月一日
こいわ耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック	一関市山目字中野一九番一号	令和八年十月七日
水沢形成外科医院	奥州市水沢佐倉河字慶徳四一番地一	令和八年十月二十日
杉江内科クリニック	滝沢市野沢六二番地一〇一七	令和八年十月一日
町立西和賀さわうち病院	和賀郡西和賀町沢内字大野一三三地割三番地一二	令和八年十月十四日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項及び第六十八條第二項の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条及び第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年九月二十四日

東北厚生局長

尾崎俊雄

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項及び第六十八条第二項の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条及び第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 九月 二十四日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みつばち薬局	盛岡市月が丘一丁目一番六三号	令和八年十月一日
ミドリ薬局宮古中央店	宮古市黒田町七番六号	令和八年十月一日
善進堂薬局	大船渡市大船渡町字新田四九番地三	令和八年十月一日
中島薬局小川店	釜石市小川町一丁目二番三七九号	令和八年十月一日
クスリのアオキ東中通り薬局	奥州市水沢東中通り二丁目五番二四号	令和八年十月一日
日本調剤葛巻薬局	岩手郡葛巻町葛巻第一二地割五四番地一	令和八年十月一日
西和賀すみれ薬局	和賀郡西和賀町沢内字大野一三三三番地二二	令和八年十月一日
リードファーマシー	九戸郡洋野町種市第二三三三番地二〇	令和八年十月二十日